ライブ中継サービス 個別規程

第1条 (規程の適用)

当社は、ライブ中継サービス個別規程(以下「本規程」という)を定め、これによりライブ中継サービスを提供します。 2 本規程が J ストリームサービス基本規約(以下「基本規約」という)と異なる事項を定める場合は本規程を優先するものとします。

3 本規程に定められていない条件及び用語は、基本規約に定めたものを適用するものとします。

第2条 (用語の定義)

「アプライアンス機器」とは、ライブ中継サービス提供のために、お客様に当社若しくは当社指定業者より購入いただく機器をいいます。

第3条(免責)

本サービスを履行するにあたり、基本規約第16条に加え、下記事由によるサービス提供の遅延、配信障害その他の損害 について責任を負わないものとします。

- (1) インターネット回線その他回線に起因する場合
- (2) お客様持ち込み若しくは指定による機材に起因する場合
- (3) 会場都合による場合
- (4) 事前打合せ内容に含まれない現場対応に起因する場合
- (5) 配信するコンテンツ内容に関する法令上又は品質上の不備に起因する場合
- (6) 専ら演者の事情(遅刻等)に起因する場合
- (7) 天災地変その他やむを得ない事由による場合
- 2 前項に規定する事由に関して予め想定・対処できるものに関しては、ビジネス要件に見合った合理的な努力を行うものとします。
- 3 アプライアンス機器に関する不具合・故障につきましては、当該アプライアンス機器メーカーのメーカー保証規定によるものとし、当社は責任を負わないものとします。

第4条(損害賠償)

お客様の責に帰すべき事由により、当社が損害を被った場合には、お客様は損害賠償責任を負うものとします。

- 2 お客様の責に帰すべき事由によりレンタル機器が滅失・毀損した場合には、当社は、代替レンタル機器の再調達費用又は当該レンタル機器の修理代相当額及びその他当社が被った損害をお客様に請求できるものとします。
- 3 お客様はライブ中継するコンテンツの内容について全責任を負うものとし、ライブ中継により第三者の権利若しくは 法律上保護された利益を侵害した場合には、お客様の負担により解決するものとします。

第5条(中途解約)

お客様都合による中途解約の場合、基本規約第14条の規定に加え、中途解約までに費やした実費及び各種キャンセル費 用等の中途解約により生じる費用についてはお客様が負担することとします。

改訂履歴

作成・改訂	改訂箇所	
平成26年8月6日	初版	